

決定 担当役員指示
2024. 4. 1

所管 技術局業務推進部

○放送技術審議会規程

制定	達第20号（昭和25. 10. 30）	
改正	達第41号（昭和26. 9. 3）	昭和26. 7. 1適用
	達第12号（昭和28. 2. 1）	
	達第50号（昭和28. 8. 13）	
	達第19号（昭和30. 5. 2）	
	達第28号（昭和31. 7. 26）	昭和31. 6. 18適用
	達第27号（昭和32. 8. 1）	昭和32. 6. 1適用
	達第50号（昭和33. 9. 5）	昭和33. 9. 1適用
	達第28号（昭和34. 6. 26）	
	達第14号（昭和36. 8. 1）	昭和36. 6. 10適用
	達第19号（昭和37. 10. 16）	昭和37. 7. 10適用
	会長達示（昭和38. 7. 3）	昭和38. 6. 10適用
	会長達示（昭和40. 3. 8）	昭和40. 1. 25適用
	会長達示（昭和40. 5. 24）	昭和40. 4. 22適用
	会長達示（昭和43. 9. 24）	昭和43. 8. 1適用
	会長達示（昭和46. 7. 1）	
	会長達示（昭和52. 11. 11）	昭和52. 11. 4適用
	会長達示（昭和55. 7. 25）	
	会長達示（昭和58. 7. 18）	
	会長達示（昭和59. 7. 16）	
	会長指示（昭和62. 3. 27）	昭和62. 4. 1施行
	会長指示（昭和62. 7. 20）	
	会長指示（昭和63. 11. 15）	
	会長指示（平成 2. 6. 27）	
	会長指示（平成20. 4. 1）	
	担当役員指示（平成21. 7. 13）	
	担当役員指示（平成24. 4. 1）	
	担当役員指示（2020. 2. 20）	2020. 1. 1適用
	担当役員指示（2022. 11. 1）	
	担当役員指示（2024. 4. 1）	

（目的）

第1条 この規程は、放送技術審議会（以下「審議会」という。）の設置および運営にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（審議会の設置）

第2条 定款第63条に基づき、放送技術の大綱について広く検討を求めるため、部外有識者をもって構成する審議会を設置する。

2 審議会は、会長の諮問に応じ、前項にかかる課題等について広く審議し、その審議した事項について会長に答申するとともに、必要に応じて会長に建議することができる。

（審議会の構成等）

第3条 審議会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は、放送技術に関係の深い学識経験者の中から、会長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算3期を限度とする。

4 前項にかかわらず、会長が特に必要と認めた場合は、その必要の限度で、通算3期を超えて委嘱することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 委員に対して、委員手当、旅費その他業務に必要な実費を支払う。

（委員長および副委員長）

第4条 審議会に、委員長1人および副委員長1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議事をつかさどる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議の運営）

第5条 会議は、次の場合に開催する。

- 一 会長の諮問を受けたとき。
- 二 委員長が必要と認めたとき。
- 2 前項第1号による会議は、原則として年4回実施する。
- 3 会議には、必要に応じ役員または職員が出席し、意見を述べることができる。

（議事録）

第6条 議事録は、次に掲げる事項について作成し、公表する。ただし、公表することにより第三者の権利または利益もしくは公共の利益を害するおそれがあるもの、その他委員長が認めたものについては、非公表とする。

- 一 開催月日
- 二 開催場所
- 三 出席者
- 四 議題
- 五 議事の概要
- 六 その他必要な事項

（報告の提出）

第7条 審議会は、その検討結果を答申として取りまとめ、会長に提出する。

（審議会の事務）

第8条 審議会の事務は、技術局で行う。

（所管）

第9条 この規程の所管は、技術局業務推進部とする。

（決定者）

第10条 この規程の決定者は、担当役員とする。